

ご利用規則

青森県量子科学センター（以下、「センター」という。）では、お客さまに安全かつ快適にご利用およびご滞在いただくため、次のとおり利用規則を定めておりますので、ご遵守いただきますようお願い申し上げます。

万一、この規則をご遵守いただけない場合には、当センターのご利用をお断りする場合がありますのでご了承願います。

1. センター内および敷地内は禁煙（センターは診療所機能を有するため、健康増進法および青森県条例に従い許可されていない。なお、敷地正門外のベンチエリア付近にて、吸い殻集積缶等を使用した喫煙が可能）
2. 高声、放歌または喧騒な行為等、他のお客さまにご迷惑となる行為を行わないこと
3. センター内へ次のようなものを持ち込まないこと
 - (1) 犬、猫、小鳥等の動物、ペット類全般（実験動物、盲導犬、介助犬等は除く。）
 - (2) 著しく悪臭を発するもの
 - (3) 発火または引火しやすい火薬・揮発油類、危険性のある製品（研究にあつて事前に申請したものを除く。）
 - (4) 許可証のない鉄砲・刀剣類
 - (5) 著しく多量な物品
 - (6) その他法令で所持を禁止されているもの
4. 賭博および風紀を乱す行為を行わないこと
5. センターの許可なしに施設を営業所または事務所代わりに使用しないこと
6. センターの許可なしに施設内外にてビラの配布、署名活動等を行わないこと
7. センターの許可なしに施設の備品等の移動および施設外へ持ち出しを行わないこと
8. センターの建築施設および設備ならびに備付品等を傷つけないこと
9. センターの施設内および施設外に所持品等を放置等しないこと
10. 保護者の引率および許可なしに未成年のみで宿泊しないこと
11. 伝染病および感染症に罹患、または、その疑いがある場合は利用しないこと
12. その他センターが不相当と判断した行為等を行わないこと

万一火災等が発生した場合の対応

センターでは、法令に基づく点検および訓練等を実施し万全を期しておりますが、万一火災等が発生した場合には、お客さまのご協力が必要不可欠ですので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

■非常口の確認等

- ・お客さまのご利用施設・宿泊部屋から非常口の位置等、事前のご確認をお願いします。宿泊されるお客様は「宿泊のしおり」に避難経路図がございます。ご確認願います。

■万一火災が発生した場合

- ・非常ベルまたは館内放送等でお知らせします。
- ・避難時は係りの誘導にしたがって行動してください。
- ・避難時には延焼防止と煙の拡散防止のため、お部屋のドアを閉めてください。
- ・避難時にはハンカチまたはタオル等で鼻と口を覆ってください。
- ・避難時には姿勢を低くし、壁に沿って、煙と反対方向の非常口へ避難してください。
- ・避難時にはエレベーターを利用しないでください。
- ・一度避難してから、貴重品等を取りにお部屋へ戻ることはおやめください。

■万一火災を発見した場合

- ・大声で周囲の人にお知らせください。
- ・お近くの火災報知器を押してください。
- ・内線 102（時間内：事務室）または内線 110（中央管理室）へ通報願います。
- ・火災報知器および消火器は各通路に設置しております。表示をご確認ください。

■万一大きな揺れを感じた場合

- ・窓ガラスから離れ、机の下に避難してください。机の下に避難できないときは、身の回りにあるもので、頭を防御してください。
- ・揺れが収まったら、係りの誘導にしたがって避難してください。
- ・避難時にはエレベーターを利用しないでください。

■万一怪我等発生の場合

- ・ご気分が悪くなった場合や怪我をされた場合は、センター備付の救急箱が事務室および中央管理室に常備されておりますので、お申し出ください。
- ・お気づきの点がございましたら、内線 102（時間内：事務室）または内線 110（中央管理室）までご連絡下さい。

■その他

本規則は、センター利用者管理規程に準じ定めております。

- ・施設および設備ならびに機械器具の不具合発生等、センターの過誤により利用ができない場合でも、損害賠償については保証しないことを予めご確認の上、お申し込みいただきます。なお、この場合、次回使用時のマシンスケジュール優先利用等の配慮をさせていただくことがあります。

■規則の変更

センターは、本規則の変更要領を以下のとおり定めております。

- ・センターは、利用者の事前の承諾を得ることなく、本規則を随時変更することが出来るものとします。
本規則が変更された後の利用については、変更後のご利用規則を適用するものとします。
- ・センターは、前項の変更を行う場合、変更後の規則の内容を、受付表示、HP の他相当の方法で公表させていただくとともに、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 センターが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 センターに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項をセンターに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者の氏名（団体名）、利用人数、性別、電話番号
- (2) 宿泊日および到着予定時刻
- (3) その他センターが必要と認める事項

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、センターが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、センターが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、センターは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約締結の拒否)

第4条 センターは、次に掲げる場合において宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が次のa～cに該当すると認められるとき
 - a. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力準構成員または暴力団関係者その他反社会的勢力
 - b. 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - c. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき

- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (8) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められるとき
- (9) 宿泊しようとする者が、危険物、禁制品等、他のお客様に迷惑となるものの持込みまたはしようとするとき
- (10) 伝染病および感染症に罹患、または、その疑いがあると認められるとき
- (11) 天災、センターの故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

(宿泊客の契約解除権)

第5条 宿泊客は、センターに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 センターは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合は、**別表1**に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
- 3 センターは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の22時00分（予め連絡があった場合はこの限りではない）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(センターの契約解除権)

第6条 センターは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき
 - (2) 宿泊客が次のa～cに該当すると認められるとき
 - a. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他反社会的勢力
 - b. 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - c. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (6) 宿泊客が泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められるとき
 - (7) 宿泊客が危険物、禁制品等、他のお客様に迷惑となるものの持込みまたはしようとするとき
 - (8) 伝染病および感染症に罹患していると明らかに認められるとき
 - (9) 天災、センターの故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- 2 センターが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者は、センター受付において、【宿泊者名簿】と【宿泊カード】に次の事項を登録していただきます。登録終了後、カードキーをお渡しいたします。*1・*2

- (1) 宿泊客の氏名、性別、住所、電話番号および職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日（旅館業法に従いパスポートの写しを控えさせていただきますのでご了承願います。）
- (3) 出発日および出発予定時間
- (4) その他センターが必要と認める事項

※1：カードキーは紛失しないようお取扱いには十分注意願います。また、チェックアウト時は確実に受付（休日等は中央管理室）に返納願います。

※2：カードキーを紛失した場合は、実費相当額を申し受けます。また、紛失した場合は速やかにセンター事務室までお申し出ください。

(客室の使用時間)

第8条 宿泊客がセンターの客室を使用できる時間は、15時00分から翌朝の09時30分までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。

(利用規則の遵守)

第9条 宿泊客はセンター内において、当センター宿泊約款に定めるもののほか、ご利用規則に従っていただきます。

(営業時間等)

第10条 センターの営業時間は次のとおりとし、その他については備え付けの利用案内、各所の掲示等でご案内いたします。

(1) 営業時間等

- a. 受付窓口 8時40分～17時20分 *2
- b. 正面玄関開錠時間 7時00分～22時00分 *3

22時00分以降、夜間は大型門扉も施錠致しますので、小門扉をご利用下さい。乗用車ご利用の方は、大型門扉を開錠致しますので、中央管理室までお声がけください。なお、冬期間は積雪を考慮し常時開門しております。）

※2：当該時間以外は管理人対応とさせていただきます。

※3：22時00分以降はエントランスも施錠されますので、外出の際は、カードキーを携帯していただきますようお願いいたします。

(2) 飲食サービスの時間

- a. 当センターでは食事の提供を行っておりません。お近くのコンビニおよび村内飲食店等がご利用いただけます。
- b. 研修棟2階多目的ルームに、システムキッチン・IH等が設置しておりますので、ご自由にご利用下さい。

(3) 外出時間

食事および買物等外出される場合は、中央管理室備付の「宿泊者外出管理簿」別紙1へ記入した後にお願いします。

非常事態発生時の迅速確実な人員把握のため、ご協力をお願いします。

帰所予定時刻を過ぎる場合は、0175-72-1270までご連絡願います。

(4) 車両等の貸出し

食事および買物等外出される場合の施設車両の貸出しをご希望の方は、中央管理室までお越しください。(利用届は、中央管理室に備付けております。) 利用予定時刻を過ぎる場合は、0175-72-1270までご連絡願います。

- a. 施設車両は、「車両利用届」**別紙2**及び**別紙3**にてご利用いただけます。
学生の方への車両の貸出しは行っておりません。予めご了承ください。
- b. 電動アシスト自転車は、「電動アシスト自転車利用届」**別紙4**にてご利用いただけます。
- c. 利用届に記載後は、「注意事項に同意の上、利用します。」チェックボックスへの✓をお願いします。

(料金の支払い)

第11条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、**別表2**に掲げるところによります。

- 2 前項の利用料金等の支払方法は、センターが発行する請求書にて、利用予定日の第3営業日前までに指定口座振込(振込手数料利用者負担)していただきます。なお、フロントにおける現金の取扱いは行っておりません。予めご了承ください。

(当センターの責任)

第12条 センターは、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それがセンターの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 センターは、万一の事態対応として、施設賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第13条 センターは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊所をあっ旋するものとします。

- 2 センターは、前項の規定にかかわらず他の宿泊所のあっ旋ができないときは、補償料としてセンター宿泊料金相当額を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、センターの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 14 条 センターでは宿泊客の現金ならびに貴重品については一切お預かりいたしませんので、宿泊客ご自身で管理していただきます。

(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

第 15 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立ってセンターに到着した場合は、その到着前にセンターが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客が受付においてチェックインする際にお渡しします。なお、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、その損害を賠償します。

2 チェックアウト後の手荷物または携帯品保管のため、センターのロッカーが無料でご利用いただけますので、ご希望される場合は事務室までお申し出ください。ご利用に際しては、センターのロッカー利用規約を遵守願います。

3 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品がセンターに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、センターは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後、最寄りの警察署に届けます。

(駐車の責任)

第 16 条 宿泊客がセンターの駐車場をご利用になる場合、センターは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。貴重品等にあつては、ご自身で管理していただきます。ただし、駐車場の管理に当り、センターの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 17 条 宿泊客の故意または過失によりセンターが損害を被ったときは、当該宿泊客に対し、その損害を賠償していただきます。

(約款の変更)

第 18 条 本約款の変更要領を以下のとおり定めております。

1 センターは、利用者の事前の承諾を得ることなく、本約款を随時変更することが出来るものとします。

本約款が変更された後の利用については、変更後の新宿泊約款を適用するものとします。

2 センターは、前項の変更を行う場合、変更後の約款の内容を、受付表示、HP の他相当の方法で公表させていただくとともに、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

別表 1

違約金
(第 5 第 2 項「宿泊客の契約解除権」)

項 目	不 泊	当 日	前日 ^{※1}	1ヶ月前 ～2日前 ^{※2}
宿泊料金	100%	80%	60%	0%

※1 前日が休祭日の場合は「休祭日を除く 1 営業日前」となります。

※2 3 日前が休祭日の場合には「休祭日を除く 3 営業日前」となります。

別表 2

宿泊料金等の内訳
(第 11 条「料金の支払い」関係)

	部 屋 別	特例活動に伴う 特別措置	通常料金
宿泊者が支払うべき 総額	宿泊室 (1 人部屋)	2,340 円	4,680 円
	宿泊室 (2 人部屋)	2,950 円	5,900 円

(備考) 上記料金は、パンフレットおよびホームページに掲示する料金表によります。

宿泊者外出管理簿

平成 年 月分

※ご宿泊者の方は、必ず外出前にご記入のうえ外出をお願いいたします。

(非常事態発生時の迅速確実な人員把握へのご協力をお願いします。)

氏 名	部屋番号	外出予定時間	行 先	帰所時間	備 考
	号室	時 分 ~ 時 分			
	号室	時 分 ~ 時 分			
	号室	時 分 ~ 時 分			
	号室	時 分 ~ 時 分			
	号室	時 分 ~ 時 分			
	号室	時 分 ~ 時 分			
	号室	時 分 ~ 時 分			
	号室	時 分 ~ 時 分			
	号室	時 分 ~ 時 分			
	号室	時 分 ~ 時 分			

西暦 年 月

公用車運行管理簿 (リーフ or ノート)

日/曜	運行予定				命令印	運行実績					給油		確認印	
	使用目的 (使用箇所)	行先・地域 (所定外保管場所)	運転者名 (交代者名)	同乗者数		点検結果		出発時刻	距離計読み	走行距離	運行時の注意ポイント (修理内容その他特記事項)	充電の有無 走行可能距離		代車の場合は車両NO.
						運行前	運行後	帰着時刻						
/	()	()	()				:			Km		有 無		
/	()	()	()				:			Km		有 無		
/	()	()	()				:			Km		有 無		
/	()	()	()				:			Km		有 無		
/	()	()	()				:			Km		有 無		
/	()	()	()				:			Km		有 無		
/	()	()	()				:			Km		有 無		
/	()	()	()				:			Km		有 無		
/	()	()	()				:			Km		有 無		
/	()	()	()				:			Km		有 無		
/	()	()	()				:			Km		有 無		
/	()	()	()				:			Km		有 無		
/	()	()	()				:			Km		有 無		

青森県量子科学センターの長 殿

車両利用届

宿 泊 室	号 室	氏 名	
予定時間	月 日 () 時 分 ~ 時 分		
目 的	買物 飲食 その他 ()		
利 用 車 両	日産 ノート (ハイブリッド) 日産 リーフ (電気自動車)	ガソリン残量 or 電気残量	

利用者の方は以下の注意事項をよく読みご利用になって下さい。

★注意事項

- ①利用される方は、必ず道路交通法を厳守して下さい。
- ②利用される方は、必ず運転免許証を携帯して下さい。
- ③利用される方は、シートベルト着用、スピード超過、無灯火運転、酒気帯び運転、並列運転、あおり運転、携帯電話を使用しての運転などは、絶対しないで下さい。
- ④利用される方は、違法停止・違法駐車は、絶対しないで下さい。また、ご利用先でお車を離れる場合は確実にロックしてください。
- ⑤当センター前の県道 180 号線 (東西道路) は交通量が多いので十分注意して下さい。
- ⑥門限(22:00)を厳守願います。遅くなることが予想される場合は 72-1270 までご一報ください。
- ⑦早朝に利用されたい場合は、前日のうちに事務所に本届出書を提出して下さい。
- ⑧利用後は、車両のカギを忘れずに返却して下さい。
- ⑨万が一、利用者の不注意による車両の破損があった場合は修理代を負担していただきます。
- ⑩万が一、道路交通法に違反した場合の、罰則金につきましては、ご自身で関係機関へ収めて下さい。
- ⑪万が一、車両利用中に事故にあった場合は、速やかに警察・消防等に連絡し、当センターにも御一報をお願いします。
- ⑫当センターで貸与する車両は、任意保険に加入しておりますが、万が一、利用者が第三者・当センターに損害を与えた場合は賠償していただきます。

上記注意事項に同意の上、利用します。

青森県量子科学センターの長 殿

電動アシスト自転車利用届

宿 泊 室	号 室	氏 名	
予定時間	月 日 () 時 分 ~ 時 分		
目 的	買物 飲食 その他 ()		
自転車 No.	号車		

※利用者の方は以下の注意事項をよく読みご利用になって下さい。

★注意事項

- ①利用される方は、必ず道路交通法を厳守して下さい。
- ②スピードの出し過ぎ、無灯火運転、酒気帯び運転、二人乗り、並列運転、携帯電話を使用している運転などは、絶対しないで下さい。
- ③当センター前の県道 180 号線（東西道路）は交通量が多いので十分注意して下さい。
- ④門限(22:00)を厳守願います。遅くなることが予想される場合は 72-1270 までご一報ください。
- ⑤早朝に利用されたい場合は、前日のうちに事務所に本届出書を提出して下さい。また、利用先での駐輪時等は、盗難防止のため施錠を必ずしてください。
- ⑥利用後は、自転車のカギを忘れずに返却して下さい。
- ⑦利用時間は、申し出た時間内でのご利用をお願いします。（事故防止のため暗くなってからのご利用は極力お控えください。）
- ⑧万が一、利用者の不注意による自転車の破損があった場合は修理代を負担していただきます。
- ⑨万が一、自転車利用中に事故にあった場合は、速やかに警察・消防等に連絡し、当センターにも御一報をお願いします。
- ⑩万が一、利用者が第三者・当センターに損害を与えた場合は損害を賠償していただきます。

※当該「電動アシスト自転車」は、パワーモードで約 60km の走行が可能（カタログ値）となっておりますが、充電状態および気温等により変わることが予想されますのでご注意願います。特に、当センターから尾駈方面は約 9km ございますが、登坂路が多いので実際の走行距離が短くなることをご理解下さい。

上記注意事項に同意の上、利用します。